

東日本大震災復旧支援融資のご案内

災害復旧費（一般災害）

1. 融資対象

● 対象となる学校法人等

- 学校法人
- 準学校法人
- 学校法人及び準学校法人以外で私立学校を設置する法人等

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

● 対象となる学校

東日本大震災により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園）
- 私立専修学校
- 私立各種学校（修業年限が2年以上の場合に限ります）

● 対象となる事業

特別災害以外の災害復旧事業

（市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」又は「被災証明書」（ともにコピー可）が必要です）

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	<p>○6年目以降の金利は契約日によって異なります。 最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください。</p> <p>○例として、下記は平成25年4月契約の場合です。 1～5年目：無利息 6～7年目：0.3% 8年目以降：0.5%</p> <p>○金利は契約時に固定されます。</p>
償 還 方 法	25年（うち据置5年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	<p>原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。</p> <p>①事業査定額：原形復旧査定事業費の80%以内 ②資産査定額：正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% ※事業団の既借入分を差し引きません。 ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内</p>
担 保	原則として土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	原則として不要